

株 主 各 位

兵庫県姫路市豊沢町79番地
WDBホールディングス株式会社
代表取締役社長 中野 敏 光

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年 6 月20日（水曜日）午後 5 時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 6 月21日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前 9 時10分）
2. 場 所 兵庫県姫路市豊沢町79番地 当社本社ビル 5 階講堂
3. 目的事項

- [報告事項]
1. 第33期（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）計算書類報告の件

[決議事項]

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wdbhd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
株主総会終了後に、株主の皆様との交流の場として、株主懇談会（事業説明会と株主懇談会）を予定しております。ご多忙中と存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。
なお、懇談会は、株主総会会場と隣接した会場で開催いたします。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や所得・雇用環境の改善に支えられ、全体として緩やかな景気回復を続けている一方、米国の政策動向や地政学的リスク、金融市場の動向などが懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

国内の雇用情勢におきましては、厚生労働省が発表した平成30年3月の有効求人倍率(季節調整値)が、1.59倍と、前月を0.01ポイント上回り、総務省が発表した平成30年3月の完全失業率(季節調整値)についても、2.5%と、前月と同水準となり、全体としては着実に改善を続けております。

当社グループは、化学・バイオ分野を中心とした理学系研究職派遣及び機械・電子分野を中心とした工学系技術職派遣を行う「人材サービス事業」、医薬品・医薬部外品等の基礎研究における実験業務と臨床試験以降の開発業務の代行・支援を行う「CRO事業」、有機化合物の受託研究・製造、養殖用二枚貝や試験用水生生物の製造・販売、ガスインジェクション装置などの製造・販売を行う「受託研究・製造事業」、インターネットを利用した新たなビジネスモデルを創出する「インタラクティブ事業」、当社グループの支援を行う「グループ戦略補助事業」からなり、当社及び子会社23社で構成されております。

当社グループの中核事業である「人材サービス事業」につきましては、WDB株式会社において、平成29年4月に熊谷支店及び高知オフィス、同7月には新宿支店を開設いたしました。全国に展開しております支店が、地域に密着したきめ細かなサービスを提供しておりますとともに、スタッフ養成のための研修所も順調に稼働しており、より一層の収益向上に貢献しております。新卒者の常用雇用派遣を行っておりますWDBエウレカ株式会社、WDB工学株式会社につきましても、全国的にスタッフを派遣しており、それぞれの分野において順調に業容を拡大しております。雇用情勢の改善によるスタッフの確保は、引き続き厳しい状況が予想されますが、地域に密着した営業活動の実施や、当社グループ独自の研修制度の充実により、今後も様々な顧客ニーズにお応えしてまいります。

「ＣＲＯ事業」につきましては、ＷＤＢアイシーオー株式会社の業績が堅調に推移しておりますほか、平成29年３月と同６月に子会社化しましたOy Medfiles Ltd.（メドファイルズ社）と株式会社コーブリッジがそれぞれの強みを活かした業務を行っており、当社グループの連結経営成績に貢献しております。Oy Medfiles Ltd.（メドファイルズ社）は、フィンランド及びバルト３国において、医薬品等の申請・承認関連の支援業務、医薬分野におけるラボラトリーサービス事業を行っており、欧州では約30年の実績と一定の知名度を有する企業グループであります。株式会社コーブリッジは、薬事申請をはじめ、MF登録申請・国内管理人業務などを行っており、幅広いサービスを通じて医薬品・医療機器等の国内外への導入をサポートしております。この他にもアメリカやインドの各拠点が連携し、今後の更なる成長と、グローバルＣＲＯ体制の構築を目指して営業活動を行っております。

「受託研究・製造事業」につきましても、堅調に推移しており、それぞれの事業会社の特性を活かした活動を継続し、引き続きグループの業績に寄与していくことを目指しております。

以上のような活動の結果、当連結会計年度の売上高は、37,999百万円（前期比16.2%増）となりました。事業別の構成比は、人材サービス事業が89.9%、ＣＲＯ事業が7.7%、その他事業が2.4%であります。営業利益は、4,191百万円と前連結会計年度と比べ777百万円（前期比22.8%増）の増益となりました。また、経常利益は4,229百万円と、前連結会計年度と比べ811百万円（前期比23.8%増）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は3,373百万円と前連結会計年度に比べ1,300百万円（前期比62.7%増）の増益となりました。

部門別概況

部門別の内訳につきましては、次のとおりであります。

（単位：千円）

	第32期		第33期（当期）		前期比増減
	売上高	構成比	売上高	構成比	
人 材 サ ー ビ ス 事 業	30,494,879	93.3%	34,174,280	89.9%	12.1%
C R O 事 業	1,392,107	4.2%	2,916,485	7.7%	109.5%
そ の 他	807,255	2.5%	909,005	2.4%	12.6%
合 計	32,694,242	100.0%	37,999,771	100.0%	16.2%

（注） その他は、有機化合物の受託製造、貝類魚類藻類の研究・販売、およびガスアシスト技術を用いた射出成形装置の開発・製造を含んでおります。
上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当中期の設備投資の総額は159,262千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「人材サービス事業」、「CRO事業」、「受託研究・製造事業」「インタラクション事業」の4つの事業領域、並びに「グループ戦略補助事業」で構成されており、「研究」に関わる事業領域においてより高い付加価値を創出していくことを経営目標としております。「埋もれた価値を発掘し、新たな価値を創造していく会社でありたい」という経営理念の下、当社及び子会社23社で事業グループを構成しておりますが、現在の事業としましては従来の理学系研究職派遣を軸とした人材サービス事業が中心となっております。

人材派遣事業については、平成27年9月に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（改正労働者派遣法）が施行されましたが、現時点では当社グループの業績に与える影響は限定的であると考えております。

当社グループとしましては、労働者派遣法をはじめとして、雇用情勢等の外部の変化に柔軟に対応できる機動的な経営体制を今後も維持、強化し、コンプライアンス重視は勿論のこと、顧客及び派遣スタッフに提供するサービス内容の質の強化を図ってまいります。

当社は、中長期的な成長を実現していくため、機動的かつ戦略的な意思決定を行い、事業の拡大進展を図っていくことが重要課題であると認識しております。そのため、既存事業で得た利益を海外事業、新規事業に振り向け、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成29年6月30日を効力発生日として、株式会社コーブリッジの発行済株式の全てを取得し、子会社化いたしました。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第30期 平成 27 年 期 平 3 月 期	第31期 平成 28 年 期 平 3 月 期	第32期 平成 29 年 期 平 3 月 期	第33期(当期) 平成 30 年 期 平 3 月 期
売 上 高 (千円)	27,651,033	29,755,693	32,694,242	37,999,771
経 常 利 益 (千円)	2,549,234	2,737,843	3,417,506	4,229,367
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,516,745	1,653,768	2,073,461	3,373,735
1株当たり当期純利益 (円)	75.62	82.45	103.37	168.73
総 資 産 (千円)	12,886,929	13,960,800	16,509,547	20,651,946
純 資 産 (千円)	8,029,580	9,461,382	11,389,435	13,798,567
1株当たり純資産額 (円)	400.32	471.71	567.83	695.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 平成27年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第30期は、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは下記のとおりであります。
- | | | | |
|------|----------|--------|------------|
| 第33期 | 平成29年11月 | 自己株式取得 | △329,773千円 |
| 第33期 | 平成30年2月 | 自己株式取得 | △412,500千円 |
4. 第33期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社議決 権比率	主 要 な 事 業 内 容
W D B 株 式 会 社	450,000千円	100%	理学系研究職の一般派遣および人材紹介
W D B エウレカ株式会社	50,000千円	100%	理学系研究職の常用雇用派遣
W D B 工 学 株 式 会 社	200,000千円	100%	工学系技術職の常用雇用派遣
W D B アイシーオー株式会社	50,000千円	100%	医薬品有害事象等の情報収集 および当局への報告業務
電助システムズ株式会社	50,000千円	100%	医薬品・臨床研究等に関わる データマネジメント・統計解 析業務およびシステム開発
W D B 機能化学株式会社	50,000千円	100%	有機化合物製造
株式会社WDB環境バイオ研究所	50,000千円	100%	貝類魚類藻類の研究および養 殖販売事業
株式会社カケンジェネックス	150,500千円	100%	射出成型におけるガスアシス ト技術を活かした装置の開 発・製造事業
O y M e d f i l e s L t d .	112千ユーロ	100%	医薬品等の申請・承認関連の支援業務 医薬分野におけるラボラトリーサービス事業
株 式 会 社 コ ー プ リ ッ ジ	50,000千円	100%	薬事申請サービス MF 登録申請・国内管理人業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、人材派遣サービス・人材紹介サービスを主な事業とし、その他に翻訳・社員教育・薬事申請受託業務、有機化合物の受託製造、貝類魚類藻類の研究・販売、射出成型におけるガスアシスト技術を活かした装置の開発・製造事業を営んでおります。

(12) 主要な事業所等（平成30年 3 月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県姫路市豊沢町79番地
東 京 本 社	東京都千代田区丸の内 2－3－2 郵船ビルディング 2F
子 会 社	W D B 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B エウレカ株式会社 東京都千代田区 W D B 工 学 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B アイシーオー株式会社 東京都中央区 電 助 シ ス テ ム ズ 株 式 会 社 東京都中央区 W D B 機 能 化 学 株 式 会 社 埼玉県幸手市 株式会社W D B 環境バイオ研究所 徳島県海部郡美波町 株式会社カケンジェネックス 千葉県松戸市 O y M e d f i l e s L t d . Kuopio, FINLAND 株 式 会 社 コ ー プ リ ッ ジ 東京都千代田区

(13) 従業員の状況（平成30年 3 月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
2,513人（487人）	623人増（38人増）	32.67歳	3.55年

- （注）1．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（時間給のフレックス社員およびパートタイマーを含みます。）は、当期の平均人員を（ ）外記で記載しております。
2．従業員数には、常用雇用派遣労働者数を含めて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年 3 月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,060,000株 （自己株式220,559株含む）
- (3) 株主数 3,005名
- (4) 上位10名の大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社 中野商店	7,710,000	38.86
中野 敏光	2,549,600	12.85
谷岡 たまゑ	868,900	4.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	694,800	3.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	681,400	3.43
大塚 美樹	480,000	2.42
日本生命保険相互会社	400,000	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	378,300	1.91
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	327,600	1.65
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	290,000	1.46

(注) 持株比率は、自己株式(220,559株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月14日付で普通株式108,300株を、平成30年2月9日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月14日付で普通株式110,000株を、それぞれ取得いたしました。当該自己株式の取得により、自己株式の総数は220,559株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 野 敏 光	WDB株式会社 代表取締役 WDBエウレカ株式会社 取締役 WDB工学株式会社 取締役 WDBアイシーオー株式会社 取締役 電助システムズ株式会社 取締役 WDB機能化学株式会社 取締役 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役 株式会社カケンジェネックス 取締役
専 務 取 締 役	大 塚 美 樹	WDB株式会社 専務取締役 WDBエウレカ株式会社 代表取締役 WDB工学株式会社 取締役 電助システムズ株式会社 代表取締役 WDB機能化学株式会社 取締役 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役 株式会社コーブリッジ 代表取締役
取 締 役	黒 田 清 行	弁護士（弁護士法人三宅法律事務所パートナー）
取 締 役	木 村 裕 史	弁護士（木村法律事務所所長） フジプレミアム株式会社 社外取締役
取 締 役	中 岡 欣 也	経営企画部 部長 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
監 査 役	鵜 飼 茂 一	WDB株式会社 監査役 WDBエウレカ株式会社 監査役 WDB工学株式会社 監査役 WDBアイシーオー株式会社 監査役 電助システムズ株式会社 監査役 WDB機能化学株式会社 監査役 株式会社WDB環境バイオ研究所 監査役 株式会社カケンジェネックス 監査役 株式会社コーブリッジ 監査役
監 査 役	濱 田 聡	公認会計士（ハマダ税理士法人 代表社員） 株式会社西松屋チェーン 社外取締役 グローリー株式会社 社外監査役
監 査 役	有 田 知 徳	弁護士（銀座中央法律事務所） 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 ブラザー工業株式会社 社外監査役 福山通運株式会社 社外取締役

- （注） 1. 取締役黒田清行、同木村裕史の両氏は社外取締役です。
2. 監査役濱田聡、同有田知徳の両氏は社外監査役です。
3. 黒田清行、濱田聡の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役鵜飼茂一氏は金融機関における長年の経験があり、また税理士資格も有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役鵜飼茂一氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
6. 監査役濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	5名	129,682千円
(うち社外取締役)	(2名)	(7,281千円)
監 査 役	3名	22,153千円
(うち社外監査役)	(2名)	(13,000千円)
計	8名	151,836千円

(注) 上記支給額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額 23,533千円（取締役 22,400千円、監査役 1,133千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役黒田清行氏は、弁護士法人三宅法律事務所パートナーを兼務しております。なお、当社と弁護士法人三宅法律事務所との間には特別の取引関係はありません。

取締役木村裕史氏は、木村法律事務所所長及びフジプレミアム株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社と木村法律事務所及びフジプレミアム株式会社との間には特別の取引関係はありません。

監査役濱田聡氏は、ハマダ税理士法人代表社員及び株式会社西松屋チェーン社外取締役、グローリー株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社とハマダ税理士法人との間には特別の取引関係はありません。株式会社西松屋チェーン及びグローリー株式会社との間には、当社の子会社でありますWDB株式会社との間で人材派遣サービス取引があります。

監査役有田知徳氏は、銀座中央法律事務所所属弁護士及び株式会社ゆうちょ銀行社外取締役、ブラザー工業株式会社社外監査役、福山通運株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社と銀座中央法律事務所及び株式会社ゆうちょ銀行、福山通運株式会社との間には特別の取引関係はありません。ブラザー工業株式会社との間には、当社の子会社でありますWDB株式会社及びWDBエウレカ株式会社、WDB工学株式会社との間で人材派遣サービス取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	黒 田 清 行	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための発言を行っております。
	木 村 裕 史	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための発言を行っております。
社 外 監 査 役	濱 田 聡	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には、11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	有 田 知 徳	当事業年度開催の取締役会には、14回中12回出席し、主として弁護士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には、11回中10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外役員との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等総額

「(2) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載のとおりです。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 35,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 35,000千円 |

(注) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が適格性・独立性を害する等の事由により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、持株会社として当企業集団全体の法令等遵守の基本方針や行動基準等を明確にするため、コンプライアンス体制に関する規定（コンプライアンスマニュアル）と当企業集団の取締役及び使用人の行動規範として「WDBG行動規範」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修や委員会活動を通じて、コンプライアンス体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 使用人等は、社内通報制度に基づき、当企業集団の事業活動に法令違反の疑義のある行為や当企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、リスク管理規程及び対応マニュアル（コンプライアンスマニュアル・反社会的勢力対応マニュアル）の整備、外部専門機関との連携を図り、取引の防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社取締役会規程及び社内規程等に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各種規程等の見直し等を行うものとする。
- ② 取締役又は監査役からの閲覧要請があった場合、当該情報を閲覧できる体制を敷く。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、リスク管理規程を定める。取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ② 不測の事態が発生した場合、リスク管理規程に従い迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめる体制を整備する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に招集、開催し、取締役間の意思疎通と取締役相互の職務執行を監督することにより、迅速で適切な意思決定を行う。
- ② 組織規程、職務権限規程、稟議規程により、取締役の担当する業務執行、チェック機能を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定を行える体制を整備する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、毎月開催の取締役会又は子会社会議あるいは当社業務執行取締役、全子会社の取締役、執行役員、支店責任者等が出席する会議を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社が設置するコンプライアンス・リスク管理委員会は、子会社の業務について、取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、持株会社として子会社がその事業特性に応じた効率的な事業運営が行われるよう、経営管理、統括を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の業務執行の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、内部監査室が内部監査規程等に準じ、監査等を行う。
子会社の取締役及び使用人は、社内通報制度に基づき、子会社の事業活動に法令違反の疑義のある行為や企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、詳細については監査役と相談し、その意見を十分考慮する。

(7) 6 項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、監査業務を補助するにあたり監査役から命令を受けた事項について、取締役の指揮・命令を受けない。

(8) 監査役の 6 項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とし、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。

(9) 監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象を速やかに報告しなければならない。監査役の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査役からのヒアリングに応じる。

監査役に対し、内部監査室から内部監査に関する報告を行う。

② 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し、当該事象を速やかに報告しなければならない。監査役の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査役からのヒアリングに応じる。

(10) 9 項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

9 項の報告をしたことを理由として、当社及び子会社は、当該報告者に対し、不利な取扱いをしない。

(11) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続等の請求を行った場合、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役監査やその他ヒアリング等の監査業務に協力する。

監査役が毎月開催される取締役会・子会社会議等に参加し、取締役・執行役員等の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、必要によっては意見を述べるとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保つことができる体制を確保することにより、監査の実効性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における運用状況の概要は下記のとおりとなっております。

① 取締役会の開催状況として、取締役会は14回開催しております。当社の取締役会は、社外取締役を含む5名で構成されており、各種法令、定款、及び各規程に基づき、取締役会での意思決定が必要である事項について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案につきましては、当社と利害関係の無い社外取締役からも活発なご意見を頂いており、取締役会の実効性は確保されております。

② 当社及び子会社から成る企業集団における主な会議の開催状況ですが、子会社の全取締役が参加する子会社会議については原則毎月、執行役員ならびに支店責任者が参加する会議についても原則毎月開催し、業績や財政状態に影響を及ぼす重要事項の審議、決定、報告を行う他、リスク回避のための施策等について、審議、決定、報告を行い、職務の執行の適正性、実効性を確保しております。

③ 監査役会の開催状況として、監査役会は年11回開催しております。当社の監査役会は、社外監査役を含む3名で構成されており、取締役会への参加を通して、取締役の職務の執行を厳正に監督しております。また、監査役は、監査役会にて定めた監査計画に基づき監査を行い、内部監査室とも原則毎月意見、情報交換を行っております。

④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の業務の執行状況ならびに、内部統制監査を実施しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については千円未満を切捨て、比率等については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,530,515	流 動 負 債	6,057,473
現 金 及 び 預 金	10,908,229	買 掛 金	1,894,078
受取手形及び売掛金	4,877,054	未 払 法 人 税 等	1,082,355
製 品	10,087	未 払 消 費 税 等	783,699
仕 掛 品	49,095	賞 与 引 当 金	506,866
原 材 料	123,277	そ の 他	1,790,472
前 払 費 用	131,501		
繰 延 税 金 資 産	375,513	固 定 負 債	795,905
そ の 他	56,951	リ ー ス 債 務	13,624
貸 倒 引 当 金	△1,194	繰 延 税 金 負 債	40,028
固 定 資 産	4,121,431	役員退職慰労引当金	391,884
有 形 固 定 資 産	2,725,870	資 産 除 去 債 務	112,914
建 物 及 び 構 築 物	1,601,926	退職給付に係る負債	135,877
機械装置及び車両運搬具	124,439	長 期 未 払 金	101,576
工 具 器 具 備 品	100,302		
土 地	875,722		
リ ー ス 資 産	22,692		
建 設 仮 勘 定	787	負 債 合 計	6,853,379
無 形 固 定 資 産	445,572	純 資 産 の 部	
の れ ん	416,463	株 主 資 本	13,684,225
ソ フ ト ウ ェ ア	27,792	資 本 金	1,000,000
そ の 他	1,316	資 本 剰 余 金	218,024
投 資 其 他 の 資 産	949,987	利 益 剰 余 金	13,209,120
投 資 有 価 証 券	123,240	自 己 株 式	△742,919
敷 金 及 び 保 証 金	509,717	その他の包括利益累計額	114,341
保 険 積 立 金	218,095	その他有価証券評価差額金	39,486
ゴ ル フ 会 員 権	26,886	為 替 換 算 調 整 勘 定	66,668
長 期 貸 付 金	39,989	退職給付に係る調整累計額	8,187
繰 延 税 金 資 産	70,153		
そ の 他	313		
貸 倒 引 当 金	△38,407	純 資 産 合 計	13,798,567
資 産 合 計	20,651,946	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,651,946

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		37,999,771
売 上 原 価		28,542,593
売 上 総 利 益		9,457,177
販売費及び一般管理費		5,266,078
営 業 利 益		4,191,098
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,160	
助 成 金 収 入	11,546	
還 付 加 算 金	358	
受 取 保 険 金 収 入	5,861	
保 険 解 約 返 戻 金	16,192	
そ の 他	9,386	45,506
営 業 外 費 用		
そ の 他	7,237	7,237
経 常 利 益		4,229,367
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	945,762	945,762
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	500	
減 損 損 失	6,408	6,908
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,168,220
法人税、住民税及び事業税		1,919,663
法 人 税 等 調 整 額		△125,177
当 期 純 利 益		3,373,735
親会社株主に帰属する当期純利益		3,373,735

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	1,000,000	218,024	10,146,281	△553	11,363,752
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△310,895		△310,895
親会社株主に帰属する当期純利益			3,373,735		3,373,735
自己株式の取得				△742,365	△742,365
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,062,839	△742,365	2,320,473
平成30年3月31日残高	1,000,000	218,024	13,209,120	△742,919	13,684,225

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
平成29年4月1日残高	20,896	△6,608	11,395	25,683	11,389,435
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△310,895
親会社株主に帰属する当期純利益					3,373,735
自己株式の取得					△742,365
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	18,590	73,276	△3,208	88,658	88,658
連結会計年度中の変動額合計	18,590	73,276	△3,208	88,658	2,409,131
平成30年3月31日残高	39,486	66,668	8,187	114,341	13,798,567

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の名称

WDB株式会社、WDBエウレカ株式会社、WDBシステムズ株式会社、WDB機能化学株式会社、WDB事業承継パートナーズ株式会社、株式会社WDB環境バイオ研究所、WDBアイシーオー株式会社、WDB独歩株式会社、WDB Singapore Pte.Ltd.、WDBユニバーシティ株式会社、WDB工学株式会社、電助システムズ株式会社、株式会社カケンジェネックス、WDB Silicon Valley, Inc.、WDB Medical Data, Inc.、WDB India Pvt. Ltd.、WDBケミカルラボラトリー株式会社、ネゾット株式会社、Oy Medfiles Ltd. 及び同社の子会社3社、株式会社コーブリッジ

なお、Oy Medfiles Ltd. 及び同社の子会社3社につきましては、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりませんでした。連結計算書類に及ぼす影響や、全体としての重要性が増したことを考慮し、当連結会計年度より連結子会社に含めております。また、新たに株式を取得した株式会社コーブリッジを、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法によっております。

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び車両運搬具	2～10年
工具器具備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく、定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

③のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,760,252千円

(連結損益計算書に関する注記)

固定資産売却益は、旧中央研究所（千葉県松戸市）の土地の売却によるものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式に関する事項

普通株式

20,060,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効 力 発 生 日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	170,491	8.50	平成29年 3月31日	平成29年 6月23日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	140,404	7.00	平成29年 9月30日	平成29年 12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年6月21日開催の第33期定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 198,394千円

② 1株当たり配当額 10円

③ 基準日 平成30年3月31日

④ 効力発生日 平成30年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は利用していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理マニュアルに従い、営業債権については、新規取引時に与信管理を行うと同時に、個別の取引毎で支払条件等の確認を行っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、当社の経営企画部が当社並びに子会社の状況を確認し、日繰りで資金繰りを行っており、それらを基に資金繰り計画を作成・変更しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日において、該当事項はありません。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照下さい）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価（千円）	差額
(1) 現金及び預金	10,908,229	10,908,229	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,875,859	4,875,859	—
(3) 投資有価証券	121,340	121,340	—
(4) 敷金及び保証金	509,717	509,811	94
資産計	16,415,146	16,415,240	94
(1) 買掛金	1,894,078	1,894,078	—
(2) 未払法人税等	1,082,355	1,082,355	—
(3) 未払消費税等	783,699	783,699	—
負債計	3,760,134	3,760,134	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、当社グループが主とする事業が人材サービス事業であることから、主たる売掛金が労働債権であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券はすべて株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主として事業所の賃貸先に差し入れているものがあります。これらの時価は、将来の賃貸期間を見積り、その期間に対応するリスクフリーレートで割引いております。

負債

(1) 買掛金

当社グループが主とする事業が人材サービス事業であることから、主たる買掛金は労働債務となっており、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,900

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	695円	51銭
2. 1株当たり当期純利益	168円	73銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,180,327	流 動 負 債	256,069
現金及び預金	2,902,587	未払法人税等	204,599
前払費用	56,523	その他	51,470
その他	233,858	固 定 負 債	531,541
貸倒引当金	△12,641	繰延税金負債	40,028
固 定 資 産	6,195,189	役員退職慰労引当金	391,884
有 形 固 定 資 産	2,116,149	資産除去債務	99,628
建物	1,378,779		
構築物	19,284	負 債 合 計	787,611
車両及び運搬具	8,128	純 資 産 の 部	
工具器具備品	20,644	株 主 資 本	8,548,418
土地	689,031	資 本 金	1,000,000
建設仮勘定	280	資 本 剰 余 金	218,024
投資その他の資産	4,079,039	資 本 準 備 金	52,525
投資有価証券	123,240	その他資本剰余金	165,498
関係会社株式	3,284,687	利 益 剰 余 金	8,073,313
敷金及び保証金	480,832	利 益 準 備 金	154,125
保険積立金	180,281	その他利益剰余金	7,919,188
ゴルフ会員権	26,886	別 途 積 立 金	2,350,000
その他	36,393	繰越利益剰余金	5,569,188
投資損失引当金	△53,280	自 己 株 式	△742,919
		評価・換算差額等	39,486
		その他有価証券評価差額金	39,486
		純 資 産 合 計	8,587,905
資 産 合 計	9,375,516	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,375,516

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		2,241,588
営 業 費 用		621,975
営 業 利 益		1,619,612
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,870	
還 付 加 算 金	324	
投資損失引当金戻入額	51,237	
そ の 他	4,333	60,766
営 業 外 費 用		
貸倒引当金繰入額	2,457	
そ の 他	3,291	5,749
経 常 利 益		1,674,629
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	945,762	945,762
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
子 会 社 清 算 損	26	
子会社株式評価損	141,396	141,422
税 引 前 当 期 純 利 益		2,478,969
法人税、住民税及び事業税		499,308
法 人 税 等 調 整 額		2,035
当 期 純 利 益		1,977,625

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成29年4月1日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024
事業年度中の変動額				
利益準備金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
平成30年3月31日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成29年4月1日残高	123,035	2,350,000	3,933,548	6,406,584	△553	7,624,055
事業年度中の変動額						
利益準備金の積立	31,089		△31,089	-		-
剰余金の配当			△310,895	△310,895		△310,895
当期純利益			1,977,625	1,977,625		1,977,625
自己株式の取得					△742,365	△742,365
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	31,089	-	1,635,640	1,666,729	△742,365	924,363
平成30年3月31日残高	154,125	2,350,000	5,569,188	8,073,313	△742,919	8,548,418

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日残高	20,896	20,896	7,644,951
事業年度中の変動額			
利益準備金の積立			-
剰余金の配当			△310,895
当期純利益			1,977,625
自己株式の取得			△742,365
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	18,590	18,590	18,590
事業年度中の変動額合計	18,590	18,590	942,953
平成30年3月31日残高	39,486	39,486	8,587,905

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
車両及び運搬具	5～6年
工具器具備品	2～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(2)投資損失引当金、貸倒引当金

関係会社への投資及び貸付金に対する損失に備えるため、投資先の財政状態及び経営成績等を勘案した必要額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	807,190千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	225,923千円
短期金銭債務	4,892千円
長期金銭債権	36,155千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	2,241,588千円
営業費用	133,799千円
営業取引以外の取引高	3,624千円
2. 固定資産売却益は、旧中央研究所（千葉県松戸市）の土地の売却によるものであります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	220,559株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
株主優待費用	892千円
未払事業所税	325千円
繰延税金資産小計	1,218千円
評価性引当額	△1,218千円
繰延税金資産合計	— 千円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	119,838千円
ゴルフ会員権	10,045千円
投資損失引当金	16,293千円
資産除去債務	30,854千円
減価償却費	746千円
関係会社株式	12,723千円
電話加入権	2,527千円
貸倒引当金	3,865千円
子会社株式評価損	145,020千円
繰延税金資産小計	341,914千円
評価性引当額	△341,914千円
繰延税金資産合計	— 千円

(3) 流動負債

繰延税金負債	
資産除去債務	365千円
繰延税金負債合計	365千円

(4) 固定負債

繰延税金負債	
資産除去債務	22,634千円
その他有価証券評価差額金	17,393千円
繰延税金負債合計	40,028千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	30.81%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%
住民税均等割額	0.08%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△19.07%
留保金課税	7.82%
評価性引当額の増加	△0.85%
その他	1.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.22%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

下記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
WDB(株)	所有 直接100	兼任3名	経営支援	営業収益 (注1)	584,164	長期 未収入金	35,318
				営業費用 (注2)	105,527	未払費用	4,892
				資金の貸付 (注3)	16,461	短期貸付金	16,461
				利息の受取	768	未収入金	172

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 営業収益については、経営の管理指導等するために一定の合理的な基準に基づき決定しております。
2. 営業費用である出向料については、出向者の人件費相当額を基礎として、業務内容を勘案し、当事者間の合意により決定しております。
3. 資金の貸付及び返済については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

上記のWDB(株)との取引の他に以下の子会社との取引があります。

- ・ WDB工学(株)への関係会社株式に対し、53,280千円の投資損失引当金を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 432円 | 87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 98円 | 91銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

WDBホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 文彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢倉 幸裕 ㊞

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

WDBホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村 文彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢倉 幸裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

WDBホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	鵜飼茂一	㊞
社外監査役	濱田聡	㊞
社外監査役	有田知徳	㊞

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第33期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 10円00銭 総額198,394,410円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② その他、上記の各変更に伴う条数及び文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第 5 条～第 19 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 20 条 当社の取締役は 9 名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> 第 5 条～第 19 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>9 名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u> (選任方法) 第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(任 期) 第22条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第23条～第24条 （条文省略） (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役<u>および監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設)	第23条～第24条 （現行どおり） (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議方法) 第27条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。 2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 (取締役会規則) <u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任軽減) <u>第30条</u> (条文省略) 2. (条文省略) <u>第5章 監査役および監査役会</u> (員 数) <u>第31条</u> 当会社の監査役は4名以内とする。 (選任方法) <u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任 期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(取締役会の議事録) <u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 2. (現行どおり) (取締役会規則) <u>第29条</u> (現行どおり) (報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任軽減) <u>第31条</u> (現行どおり) 2. (現行どおり) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
(常勤の監査役) 第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会規則) 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
(監査役の責任軽減) 第39条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 5 章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第34条</u> 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第 6 章 計算	第 6 章 計算
(営業年度および決算期)	(営業年度および決算期)
第40条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(剰余金配当の基準日)	(剰余金配当の基準日)
第41条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(中間配当の基準日)	(中間配当の基準日)
第42条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(配当の除斥期間)	(配当の除斥期間)
第43条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 7 章 附則
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、第33期定時株主総会終結前の</u> <u>行為に関する会社法第423条第 1 項所定</u> <u>の監査役の損害賠償責任を、法令の限度</u> <u>において、取締役会の決議によって免除</u> <u>することができる。</u>

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名選任の件

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（5 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なか の とし みつ 中 野 敏 光 (昭和31年 7 月11日)	昭和60年 7 月 株式会社ワークデーターバンク（現 W D B ホールディングス株式会社）設立 代表取締役社長就任（現任） 平成16年 1 月 W D B エウレカ株式会社 代表取締役就任 平成20年10月 株式会社キロテクノロジー研究所 （現 W D B 機能化学株式会社） 代表取締役就任（現取締役） 平成22年10月 株式会社W D B 環境バイオ研究所 代表取締役就任（現取締役） 平成23年 4 月 株式会社アイ・シー・オー （現 W D B アイシーオー株式会社） 取締役就任（現任） 平成23年11月 W D B 株式会社 代表取締役就任（現任） 平成24年12月 W D B 工学株式会社 代表取締役就任（現取締役） 平成25年 3 月 電助システムズ株式会社 取締役就任（現任） 平成26年 4 月 株式会社カケンジェネックス 取締役就任（現任）	2,549,600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おお つか み き 大 塚 美 樹 (昭和39年1月16日)	昭和61年9月 当社入社 平成8年10月 当社取締役就任 平成12年7月 当社専務取締役就任（現任） 平成16年1月 WDBエウレカ株式会社 取締役就任 平成20年10月 株式会社キロテクノロジー研究所 （現 WDB機能化学株式会社） 取締役就任（現任） 平成22年10月 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役就任（現任） 平成23年4月 株式会社アイ・シー・オー （現 WDBアイシーオー株式会社） 代表取締役就任 平成23年11月 WDB株式会社 専務取締役就任（現任） 平成24年12月 WDB工学株式会社 取締役就任（現任） 平成25年3月 電助システムズ株式会社 代表取締役就任（現任） 平成26年11月 WDBエウレカ株式会社 代表取締役就任 平成29年6月 株式会社コーブリッジ 代表取締役就任（現任）	480,000株
3	くろ だ きよ ゆき 黒 田 清 行 (昭和45年1月12日)	平成8年4月 弁護士登録 平成14年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー （現任） 平成17年11月 当社社外監査役就任 平成21年6月 当社社外取締役就任（現任）	239株
4	き わら ひろ し 木 村 裕 史 (昭和38年9月5日)	平成15年10月 弁護士登録 平成17年7月 木村法律事務所開設 木村法律事務所所長（現任） 平成21年6月 当社社外監査役就任 平成24年6月 当社社外取締役就任（現任） 平成26年6月 フジプレミアム株式会社 社外取締役就任（現任）	399株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
5	なか おか きん や 中 岡 欣 也 (昭和46年11月25日)	平成7年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井 住友銀行） 入行 平成19年2月 当社入社 平成19年10月 当社営業企画部長 平成22年4月 WDB株式会社 立川支店長 平成24年3月 当社経営企画室長 平成24年6月 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役就任（現任） 平成26年6月 当社取締役就任（現任） 平成27年6月 当社経営管理部 部長 平成28年4月 当社経営企画部 部長（現任）	2,859株

- (注) 1. 取締役候補者 中野敏光氏は、当社の経営を支配しているものであります。
2. 他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. ①社外取締役候補者 黒田清行氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。
- なお、同氏は既に9年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
- ②社外取締役候補者 木村裕史氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただいております、当社のコーポレートガバナンス強化の面において適任であります。なお、同氏は既に6年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切なご指導をお願いできるものと判断いたしました。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、黒田清行氏及び木村裕史氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、黒田清行氏及び木村裕史氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、黒田清行氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨て表示)

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	う か い し げ か ず 鵜飼 茂一 (昭和24年11月20日)	昭和47年4月 姫路信用金庫入社 平成13年12月 税理士登録 平成18年6月 株式会社姫信不動産サービス 代表取締役就任 平成19年1月 当社入社 経営企画室監査部長 平成19年6月 当社常勤監査役就任(現任) WDBエウレカ株式会社 監査役就任 平成20年10月 株式会社キロテクノロジー研究所(現 WDB機能化学株式会社) 監査役就任(現任) 平成22年10月 株式会社WDB環境バイオ研究所 監査役就任(現任) 平成23年4月 株式会社アイシーオー (現 WDBアイシーオー株式会社) 監査役就任(現任) 平成23年11月 WDB株式会社 監査役就任(現任) 平成24年12月 WDB工学株式会社 監査役就任(現任) 平成25年3月 電助システムズ株式会社 監査役就任(現任) 平成26年4月 株式会社カケンジェネックス 監査役就任(現任) 平成29年6月 株式会社コーブリッジ 監査役就任(現任)	9,399株
2	は ま だ さ と し 濱田 聡 (昭和27年10月3日)	昭和59年9月 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設 平成17年6月 当社監査役就任(現任) 平成26年9月 ハマダ税理士法人代表社員税理士(現 任) 平成27年6月 グローリー株式会社 社外監査役就任(現任) 平成28年5月 株式会社西松屋チェーン 社外取締役就任(現任)	800株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あり た とも よし 有 田 知 徳 (昭和23年2月1日)	平成17年9月 最高検察庁公安部長 平成21年1月 福岡高等検察庁検事長 平成22年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 平成22年7月 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役、監査委員会委員長（現任） 平成23年6月 当社監査役就任（現任） 平成27年6月 ブラザー工業株式会社 社外監査役（現任） 平成28年6月 福山通運株式会社 社外取締役（現任）	399株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 鶴飼茂一氏は、金融機関における長年の経験があり、また税理士資格も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. ①社外取締役候補者 濱田聡氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する高度な知見を有しており、専門の見地から社外取締役としての役割を果たすことが期待できるため、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は13年であります。
- ②社外取締役候補者 有田知徳氏は、検事としての経験が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は7年であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、鶴飼茂一氏及び濱田聡氏、有田知徳氏が選任された場合、当社は各候補者との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、濱田聡氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨て表示)

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月28日開催の定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とさせていただきますたく存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県姫路市豊沢町79番地
当社本社ビル5階講堂
電話 (079) 287-0111 (代)



■交通

J R (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口徒歩5分